

平成 21 年 2 月 18 日

日本公認会計士協会 御中

全国銀行協会

「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」  
の改正に対する意見について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 7. (3) ② ア. について

「事業目的に大きく関わる重要な勘定科目」から、「重要な」を削除した趣旨を明確にしていきたい。

(理由)

今回の見直しは「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」における表現と平仄を合わせたものと理解している。「事業目的に大きく関わる重要な勘定科目」と「大きく関わる勘定科目」には、大きな相違はなく、評価範囲の拡大を意図したものではないと考えられるため、その趣旨を明確にしていきたい。

### 2. 9. (2) ⑤ について

内部統制監査の実施基準における「過年度の検討結果を考慮し、検討した時点から内部統制が変更されていないこと、障害・エラー等の不具合が発生していないこと、及び関連する全般統制の整備及び運用の状況を検討した結果、全般統制が有効に機能していると判断できる場合には、その結果を記録することで当該検討結果を継続して利用することができる」との基準について、「当該検討結果を何年間利用できるかについては一律の定めはない」とされているが、上記事項に加え「過去の監査手続の実施から得られた監査人の理解」、「対象システムの複雑性」、「当該 IT を利用して自動化された内部統制が組み込まれている業務プロセスの重要性」を考慮して判断した結果、3年

を超えて利用することも可能と考えてよいか確認したい。

### 3. 11. (7) について

① 不備の組合せ方法、影響額の合算の方法（財務諸表項目レベルで同一の勘定科目を合算する方法、細目科目ごとに不備を合算する方法（想定していない方法）等）について、具体的な例示をしていただきたい。

また、「合算することは想定されていない」という表現はわかりにくいので、「合算することではない」と明確に断言するなど、わかりやすい表現に変えていただきたい。

(理由)

「同一の勘定科目や開示項目ごとに潜在的な影響額を合算する。同一の勘定科目は、売上高、売掛金、棚卸資産等の財務諸表項目レベルであり、財務諸表項目が複数の細目科目で構成される場合にそれら細目科目ごとに不備を合算することは想定されていない」とあるが、具体的な合算方法が明確になっていない。

② 留意事項に以下の文言を明記していただきたい。

- ・ 異なる勘定科目や開示項目に係る内部統制の不備の影響額を合算しても、意味のある数字とはならないため、すべての不備の影響額を合算する必要はない。

(理由)

金融庁の「『内部統制報告制度に関するQ&A』の追加について」および本公開草案が公表されているところ、法人としての統一した公式見解として、「すべての不備を合算する必要はないとは記載されていないのであるから、すべての不備の影響額を合算した金額により『重要な欠陥』に該当していないかどうかを評価する」という監査法人が存在するとの意見が寄せられている。

### 4. 16. (4) ③ および付録1 (3) ③ について

修正後発事象、開示後発事象を含め、後発事象の定義、具体例を明示していただきたい。

(理由)

16. (4) ③において、「後発事象は修正後発事象と開示後発事象の2つに分類されており」の部分の「修正後発事象」、「開示後発事象」は、会計上の後発事象を指すと思われるが、「内部統制監査においても重要な修正後発事

象については」の部分の「修正後発事象」、「追記情報として記載される後発事象は開示後発事象となる」の部分の「開示後発事象」は、明らかに会計上の後発事象を指していないように思われる。

また、付録1(3)③において、「後発事象について、実施した手続の内容及びその結果を監査調書に記録する」とされているが、当該後発事象は会計上の後発事象を指していないと思われる。

#### 5. 16. (5) ③ について

「やむを得ない事情」のケースとして挙げられている「大規模なシステム変更」に、以下の趣旨を追加していただきたい。

- ・ 「やむを得ない事情」に該当するかどうかは、実施したシステム変更の規模等によるが、期末日の3カ月前に実施したものは通常該当する。
- ・ システム変更の規模・複雑さの程度によっては、上記以外の年度中に実施したものも該当することがある。

(理由)

金融庁から公表された『内部統制報告制度に関するQ&A』の追加について」では、「やむを得ない事情」の1つとして「期末日前の大規模なシステム変更」の取扱いが追加されているが、公開草案においては当該追加を踏まえた見直しが行われていない。

#### 6. 付録2について

統計的サンプル数の例示が「日に何度もある」事例のみ掲載されているため、月次、日次など、その他の頻度についても掲載願いたい。

#### 7. その他

日本公認会計士協会の実務指針等に対し各方面から寄せられた意見については、金融庁や企業会計基準委員会が行っているように、日本公認会計士協会としての考え方を整理し、公表していただきたい。

(理由)

日本公認会計士協会の実務指針等は、実務上、会計基準と同様に取り扱われている。そのため、会計基準・実務指針を円滑に運用・適用する観点から、その内容・考え方を明確にする必要がある。

以 上